

— 村民の皆さまへ —

- 緊急事態宣言が発令されている都府県への移動を控える。また、やむを得ない事情により移動した場合は、スマートフォンの接触確認用アプリを活用するなど移動後2週間の行動歴を記録する等、感染拡大の危険性を最小限にする。少しでも症状があれば、かかりつけ医や「受診・相談センター（☎0120-567-747）」に相談する。
- 県外との往来は、移動先の感染状況を十分に確認し、不要不急の往来を自粛する。
- 県内における不要不急の外出を自粛する。特に夜間（午後8時以降）の外出自粛を2月14日まで徹底する。
- 接客を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等の事業者の皆さまにおいては午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛を2月14日まで徹底する。
- 感染リスクが高まるとされる「飲食を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」は控え、「マスクなしでの会話」を避ける。
- 3密「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」を避け、基本的な感染対策を継続するなど、「新しい生活様式」を実践する。特に寒い環境でも喚起を実施する。
- 咳エチケットや手洗いを始めとする基本的な感染症対策を徹底する。
- 懸命に対応いただいている医療関係者をはじめ、新型コロナウイルス感染症の陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしない。

令和3年2月8日

湯川村新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（村長） 三澤 豊隆